

## 平成30年7月和水町議会第2回臨時会会議録

平成30年7月18日和水町議会第2回臨時会を議場に招集された。

1. 平成30年7月18日午前10時00分招集
2. 平成30年7月18日午前10時02分開会
3. 平成30年7月18日午前10時52分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池 恭一
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	北原 望	書記 泉 法子
-------	------	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高巢 泰廣	教育 長 小出 正泰
総務 課 長	上原 真二	まちづくり推進課長 高木 浩昭
商工観光課長	大山 和説	建設 課 長 中嶋 光浩
学校教育課長	下津 隆晴	

---

### 12. 議事日程

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                     |
| 日程第2 | 会期の決定                          |
| 日程第3 | 議案第44号 平成30年度 和水町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第4 | 議案第45号 工事請負契約の締結について           |
| 日程第5 | 議案第46号 工事請負契約の締結について           |
| 日程第6 | 議案第47号 工事請負契約の締結について           |
| 日程第7 | 議案第48号 工事請負契約の締結について           |
| 日程第8 | 議案第49号 工事請負契約の締結について           |
| 日程第9 | 閉会中の継続調査について(各委員会)             |

---

開会 午前10時02分

○議長（蒲池恭一君） 御起立願います。おはようございます。御着席ください。

ただいまから、平成30年 第2回和水町議会臨時会を開会いたします。

本日は、報道関係の皆様より写真・ビデオカメラ撮影の申し出がありましたので、許可しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において5番 竹下周三君、6番 高木洋一郎君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日に決定しました。

---

#### 日程第3 議案第44号 平成30年度 和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第44号 平成30年度 和水町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（上原真二君） 議長。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長、上原君。

○総務課長（上原真二君） はい。ただいま、議案となりました議案第44号 平成30年度和水町一般会計補正予算第3号の説明を申し上げます。予算書表紙裏面を御覧いただきたいと思います。平成30年度和水町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予算それぞれ2,302万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,043万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正第2条 債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。平成30年7月18日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。

まず、歳入から説明いたします。1ページを御覧いただきたいと思います。

19款の繰越金に、2,302万4,000円を追加いたします。これは7月6日から7日にかけての大雨による災害の復旧費に充てるものでございます。内容につきましては、歳出の説明で申し上げたいと思います。

以上、歳入予算の説明を終わります。7ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の説明を申し上げます。

8款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費に995万円を追加いたします。今回の大雨による被害の中で災害復旧費が40万円未満の工事につきましては、土木費補助により総額の二分の一の補助に充てるものでございます。40万円未満の箇所を現在50カ所確認ができておるところでございます。

続きまして、11款 災害復旧費 1項 農林水産業施設災害復旧費 1目 災害総務費に時間外手当、職員の時間外手当20万円を追加いたします。その下、同じく11款 災害復旧費 2項 公共土木施設災害復旧費 1目 災害総務費に1,287万4,000円を追加いたします。これは職員の時間外勤務手当の30万円。それと国の補助に係る査定を受けるための査定測量設計業務委託1,043万円。それと緊急的な復旧のための工事請負費214万4,000円。この工事請負費につきましては、西光寺中林線の地滑りの防止。それと吉地地区の浦谷川の災害復旧に充てるものとして追加するものでございます。すいません、失礼しました。以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、3ページを御覧いただきたいと思います。

第2表 債務負担行為補正として大河ドラマいだてん和水町推進協議会負担金として、平成31年度に限度額4,670万1,000円を追加いたしております。この債務負担行為とは、一事業が複数年にわたる場合において、後年における経費の支出を予算で定めることにより、支出組みの履行を確実なものにするものでございます。また、債務負担行為を予算内容に加えることで、事業全体の予算の理解が深まることということにもつながってまいります。今回の債務負担行為は、大河ドラマいだてん和水町推進協議会が平成30年度と31年度の2カ年にかけて事業推進のための協議会であり、具体的事業である金栗四三ミュージアムの運営が2カ年度にわたり行われることから、平成31年度を期間として大河ドラマいだてん和水町推進協議会の負担金について債務負担行為を追加するものでございます。

以上、議案第44号 平成30年度和水町一般会計補正予算第3号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第44号 平成30年度 和水町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立、多数です。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長(蒲池恭一君) 日程第4、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長(下津隆晴君) 議長。

○議長(蒲池恭一君) 学校教育課長、下津君。

○学校教育課長(下津隆晴君) はい。議案第45号について御説明申し上げます。

議案第45号 工事契約の締結について。菊水区域小学校統合事業 敷地造成工事について、次のように請負契約を締結することとする。平成30年7月18日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名は、菊水区域小学校統合事業敷地造成工事でございます。

工事場所、和水町江田地内。

契約金額、6,426万円でございます。税込です。

契約の相手方、熊本県玉名郡和水町江田22番地1、有限会社斉木工業代表取締役 石原浩善でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

提案理由でございますが、菊水区域小学校統合事業敷地造成工事の工事契約につきまして、地方自治法 第96条 第1項 第5号、及び和水町の議決に付すべき契約、及び財産の取得に関する条例 第2条の規定により、この工事の予定価格が5,000万円以上でございましたので、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容につきましてですけれども、既存のプールのまず取壊しを行います。そして、前年度購入いたしました農地の造成、敷地の造成工事を行います。面積といたしまして、7,000平米程度でございます。

以上、議案第45号 工事請負契約の締結についての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(蒲池恭一君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（森潤一郎君） 議長。

○議長（蒲池恭一君） 11番、森君。

○11番（森潤一郎君） 11番、森です。この公共土木の問題につきましては、私ちょっと問題感でありますけど。私の勤めておりました有明フェリーというところは船舶会社でありまして、船舶関係の公共入札については、若干私自身も携わっておりました。そういう中からですね、ちょっとこう、先ほどいただいた資料の中で、いみじくもちょっとこう、比べるようなかたちで、これから45号からずっと49号までこの案件が示してあるわけですけど。ほとんど97.9%、8%、7%ですね。で、私がここです、敢えて質問を申し上げたのは、時々、最近こう、新聞等あたりで公共事業の不調不落という言葉が出てくるようになったんですね。ほんで、その問題はどうかということのかなと思ってこう、眺めてましたら、いわゆる競争入札のこの予定価格に合わない、いわゆる不調。あるいは不落。結果的にいわゆる再入札をせざるを得ないような、そういう状態が生じてきたというようなことが、こう載っております。そういう意味合いからですね、今回はそれはなかったみたいですけど、たまたまこう、いみじくもほとんどもう、0。これ%でいきますと0.2、3%から2、1%の枠の中にほとんど収まっているんですね。で、これちょっと普通に眺めたらやっぱし、あら、何か談合があったんじゃないかな、業者の間にはって、思っ僕は当たり前だろうと思うんですよ。私自身、いろんなかたちを経験しております。業者から競争入札を。あら競争入札の、この予定価格いくらか教えてくれるって言うてからですね。そういう業者もおりますよ。現に。現に、私の場合はありました。だから、そういう体験を自分自身がしてるものだからですね。ただ、公共入札の場合、この公共土木の入札の場合に、はたしてそういうことが。それは絶対ありえないわけですから。ありえないと私は思っております。たまたま数字が合致したんだろうな、というふうに私は受け止めておりますけど。この問題につきまして、いわゆる今後ですね、もし、こう不調不落とか、やっぱそういうことになっていきますと非常にこう、ゆゆしき問題となっていくしますので、そのへん、非常にこう、大変な問題でありますので、この際、ちょっと教育長なり、あるいは町長なりにお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 学校教育課長の答弁から行こうか。結局、落札率から、はい。

○学校教育課長（下津隆晴君） 議長。

○議長（蒲池恭一君） 学校教育課長、下津君。

○学校教育課長（下津隆晴君） はい。今、森議員のほうから御指摘ございました、予定価格と、また落札価格の率の関係でございますけど。予定価格自体はですね、まず公表してございます。そして業者間の談合というかですね、それは、業者同士、協会等も作ってございますので、それでのお話合いがあったかどうか私どもも把握はしてございませんけども。一般的に、今のこういう、先ほどおっしゃられた不調不落の、こういう状況でございますので。和水町として学校。特に事業としてこう、今、抱えている問題のこの件に関しましては、やはりどうしても業者としても協力はしなければならないという意識は持つておられると思います。そういった観点から、落札率がわりと近いところに入ったのかなという推察でございます。ただ、実際のところ、その小

学校ならば小学校の改修、もしくは増築。すべてを一本として出した場合ですね、そうしました場合はおそらく取り手がないのではないかと、私ども考えておりましたので、敢えて、改修・増築・プールと細分化して出したところですよ。そういったところで、どうにか皆様に落札していただくような状況ができたと考えてるところです。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 談合があったのか、なかったのか。そこをしっかりと答えとかんといかんでしょ、はい。

○総務課長（上原真二君） 議長。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと待ってください。そうか、はい。総務課長、上原君。

○総務課長（上原真二君） はい。森議員の御質問にお答えします。一部、下津課長とだぶるところがございますが。まず、予定価格は公表いたしております。基本的には熊本県のほうからですね、不調不落が起きないように。逆に言いますと、いろんな産廃の費用であったりだとか、取壊しの経費等々も見積りで実際の、実際こう、起きているその価格で設計をなさいますとかですね。実情にあった単価を使用なさいますとか。そういった指導はあっておりますので、そういったかたちでの設計。そして予定価格の設定ということになっております。で、業者の選定につきましては、5社以上ですけども、今回は8社。それと造成は確か9社ほどあったと思いますが。基本的には町内。指名審査委員会の中ではですね、町内。町内でできる分は町内。そして管内、玉名管内と。そして県内と。ずっと随時広げていくと。それはどうしてかと申しますと、やはり地形的なものを理解していただかなければならないというところです。審査項目の中に、地理的な要件等々も含まれておりますので、そういったものに基づいて業者選定をやっております。それと今回は、前回の耐震改修。これにつきましては、いろんな設計業者、そしてそれを施工業者という中でですね、特殊な業者がござい、仕事内容がございました。設計内容につきましてもですね、工程内容につきましても、いろんな審査会を経なければできないといったような特殊内容でございましたが、今回はそういったものも確認をいたしまして、そして十分、過去の業績もある業者といったようなことで県ランクのAとBランクを選ばせていただいたところがございます。談合のお話がありましたけれども、自治体が持っております、このシステム上の中ではですね、そういった談合はあり得ないというところで進めてまいっているところがございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） よかです。

○11番（森潤一郎君） 議長。

○議長（蒲池恭一君） 11番、森君。

○11番（森潤一郎君） はい。敢えて私はお尋ねしたんですけどですね。ちょっとこう、その、あまりにもその数字がこう、ピタッと並んでるもんだからですね。私もちょっとこう、先般、私の、あれの中にこう、引き出しの中にいつも入札はいつだったか、こう、池田議員のほうから指摘が。指名競争入札の、入札紙が入らんようになったのはどうしてか、ということで、こう指摘を受けて。それからしばらくちょっと、ちょっと入らない時期がありましたけど。もうそのあと

すぐ入るようになって。ほんで、前回もここでこう、私ちょっと、もって、どういうことかなと思っ、ずっとあれしたら、もうまさに、これに出てきとるような数字がそのまま、やっばし出したわけですね。だからその、私としては、その、いわゆる、その公共事業ということに地域の業者さん方が、いわゆる正確なかたちでその競争をされて、そしていわゆるその地域の発展に寄与されていくという、そのことについてはもう、そうあるべきだし。また、そうなくちゃいけないと私自身も思っております。ただですね、こう、厳しくなってくると、やっばし時々、あちこちで談合の結果、贈収賄が生じたりとか、やっばそういうのがこう、たまに新聞記事に載ることがありますもんですから。私自身もちょっと、前の4年間はほとんど、こんな大きい事業があんまりありませんでしたもんですから。今回初めてですね、億の、いわゆる一番大きいあたりでも、で、5億ぐらいの事業費がこう、上がってきてるわけですね。1件です。で、やっばこういうのは今回初めてということで。ある面では業者さんからすれば、非常に有り難いというふうに思われるんじゃないかなと私は思います。で、そのことを否定しとるわけじゃあないんですよ。これはもう、当然、学校を事業が遅れてますもんですから。もうこれ、できるだけやっば正確なかたちで。そして、またこの数字からすれば、もう97.7%、8%。あるいは9%で落ちてるわけですから。これはもう100%近くのところで、以内のところで落ちてるわけですから。これ、もう言うことはないわけですね。ただその、今後、その、やっばしちよっ、マスコミあたりで不調不落をこう、いわゆる一つの社会現象として言っている一面があるもんですから。その、いわゆる、今、総務課長もおっしゃいましたけど。その、いわゆる、まず町内の業者さん。それから町内の業者さんでできないときは、今度は近辺の玉名市であるとか、山鹿市さんも入るんですかね。やっば、そういうこう近辺の大きな。いきなり城北というわけでもないでしょうから。やっばこう少しずつ広げていって、輪を広げていって、その中から指名業者さんをこう選定されておられるということ。執行部としてはそういうふうになってるんだらうなというふうに理解はしました。で、私はここで申し上げておきたいのは、極力こう、こういう問題でお金が大きな金額になっていけばいくほど、あらぬ噂を立てられかねませんので。執行部にありましては、極力そのへんを留意されて事業を進めていって欲しいというふうに思っ、敢えて質疑をした次第であります。どうぞ一つ、この学校問題はもう私自身ももう、早く。そして立派な学校を少しでも中身の充実した学校をやっば造り上げて、子どもたちに早く提供したいという思いはもう強く、強く思っております。そういう意味合いからもこの問題を極力、変な格好でもっていきたくないという気持ちから、こういう質問を申し上げたことをどうぞ一つ御理解いただきまして、私の質問といたします。回答があれば、お答えが町長なり教育長なりあれば、いただければ幸いです。以上です。

○総務課長（上原真二君） 議長。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長、上原君。

○総務課長（上原真二君） はい。今、この、落札率のお話もございました。確かに、近寄った数字が並んでございますけれども。例えばこの要因としましては予定価格をやはり公表しとるわ

けですね。それが一つの大きな要因。それと、今回は億単位の工事です。これを例えば100万、200万差がついたとして、もうわずか数%の単位しかあたらないといったようなこともございます。そもそもの設計額がとても大きいということも一つの要因ではなかろうかと思います。それと、契約する場合につきましてはですね、約款等々の中にですね、談合はいけませんよといったような禁止項目等々も設けてございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 答弁します？はい。 町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） はい。ただいま、森議員のほうから質問がございました件につきましては、業者選定につきましてはですね、慎重な上にも慎重を重ねて対応をして今日に至っているというふうに御理解いただきたいと思います。

それと、この落札率が非常に僅差であるという御心配。このへんにつきましては、談合は絶対にあつてないというふうに確信いたしております。とにかく私としては、どちらかと言いますならばですね、場合によっちゃ不調不落が起きはしないかと。熊本地震以降、大変そのへんが頻繁にこう、続いておりますので、我が町が今回の入札でですね、そのへんがあると事業の停滞もずれ込みも考えられますので、ちょっと心配したところでございますけれども、5件とも落札いたしまして、正直ほっとしたところでございます。森議員が指摘された点、これ大変基本的なことでございますし、私どももしっかり心しながら取り組んでいかなければならんというふうに思っております。貴重な御指摘、御意見ありがとうございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（荒木宏太君） 議長。

○議長（蒲池恭一君） 1番、荒木君。

○1番（荒木宏太君） はい。今、森議員が言われたこととちょっと近い感じもするんですけれども。ちょっと、1点だけ質問をさせていただきます。私も以前、そういう請負契約の入札関連もやってはいたんですけど。この、これほど大きい額は、なかなかないんですけれど、経験はないんですけれども。こういった大きい額のとくに、注意しなければいけないというか。よくあるのが、この請負契約をして、その契約書の中、内容なんですけれども、下請の下請というパターンがあるんですけど。そういったとき、この現在のこの契約の中で、その契約書の中に、記載の中に請負の下請の下請というようなことが可能なかどうかという記載とか、そういうのはありますでしょうか。その下請をしてはいけないという明記があるのかどうかですね。契約書の中に。それをちょっとお聞きしたいなと思います。それをなぜ、こう言うかといいますと、こういった契約の場合、下請に下請を積み重ねていける契約であるとすると、それだけ無駄が発生する可能性も十分にあり、無駄というかですね。その、その十分にその落札業者自体にその土木。その技術・能力がなくて、それをまた、ほかの業者に委託、受注するというようなですね、現象が起きるのではないかなという懸念がありまして、ちょっと質問させていただきます。はい。

○議長（蒲池恭一君） はい、よか。学校教育長、よか？

○1番（荒木宏太君） 契約内容について。

○議長（蒲池恭一君） 休憩しよか？

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時29分

再開 午前10時34分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

○総務課長（上原真二君） 議長。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長、上原君。

○総務課長（上原真二君） はい。荒木議員の御質問にお答えいたします。公共工事の契約の際に取り交わします約款の中にはですね、下請に対する一括委任、または一括下請の禁止ということで明記をしております。これが一番の適切なお答えになるかと思いますが、受給者は工事の全部、もしくはその主たる部分。または他の部分が独立した、その機能を発揮する工作物の工事を一括して。一括してですね、第三者に委任し、また、請け負わせてはならないと書いてあります。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではないと。ですから届け出が必要だということです。で、7条には下請人の通知ということで、発注者は受注者に対して下請人の照合、または名称、その他の必要な事項の通知を請求することができるということになっております。そのほか、この下請につきましては、工事関係者に関する措置・請求といたしまして、いろんなその、受注者が工事を施工するために使用している下請人等々につきましてですね、書面により必要な。もし駄目だったら書面により必要な措置を講ずることができるだとか。项目的には6項目ほど、それぞれ規制がなされておるところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 1番、荒木君。

○1番（荒木宏太君） はい。1番、荒木です。約款のほうに、そうやって記載が。そういった記載がですね、あることでしっかり。あとは、管理のほうをですね、しっかり徹底していただければいいのかなと思います。はい。はい、以上です。

○議長（蒲池恭一君） 答弁いらんよね？はい。よし。

ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

(賛成者起立)

起立、多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長(蒲池恭一君) 日程第5、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長(下津隆晴君) 議長。

○議長(蒲池恭一君) 学校教育課長、下津君。

○学校教育課長(下津隆晴君) はい。議案第46号について御説明申し上げます。

議案第46号 工事請負契約の締結について。菊水小学校統合事業、菊水中央小学校校舎増築工事について、次のように請負契約を締結することとする。平成30年7月18日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名は菊水区域小学校統合事業 菊水中央小学校校舎増築工事です。

工事場所は菊水町。すいません、和水町江田地内でございます。

契約金額5億とび220万円でございます。税込です。

契約の相手方、熊本県玉名市中1189番地、株式会社 熊野組。代表取締役 熊野祐一でございます。

契約の方法でございますけども、指名競争入札でございます。

提案理由でございますが、菊水区域小学校統合事業 菊水中央小学校校舎増築工事の請負契約につきまして、地方自治法 第96条 第1項 第5号、及び和水町の議決に付すべき契約、及び財産の取得に関する条例 第2条の規定により、この工事の予定価格が5,000万以上の工事でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容につきましては、統合後、不足する普通校舎の増築でございます。鉄筋コンクリート2階建ての普通教室6教室。それと図工教室。延べ床面積にいたしますと約1,300平米ほどでございます。それと合わせまして、屋外に充電設備、給排水設備などの機械設備工事を行うものでございます。以上、議案第46号 工事請負の契約、締結につきましての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(蒲池恭一君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第46号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立、多数です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長(蒲池恭一君) 日程第6、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長(下津隆晴君) 議長。

○議長(蒲池恭一君) 学校教育課長、下津君。

○学校教育課長(下津隆晴君) はい。議案47号について、御説明申し上げます。

議案第47号 工事契約について。菊水区域小学校統合事業・菊水中央小学校校舎大規模改修工事について、次のように請負契約を締結することとする。平成30年7月18日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名でございますが、菊水区域小学校統合事業・菊水中央小学校校舎大規模改修工事でございます。

工事場所、和水町江田地内です。

契約金額、4億とび230万円。税込みでございます。

契約の相手方、熊本県玉名市立願寺179番地、岩下建設株式会社 代表取締役 坂梨 恭子でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。提案理由でございますが、菊水区域小学校統合事業・菊水中央小学校校舎大規模改修工事の工事契約につきまして、地方自治法 第96条 第1項 第5号、及び和水町の議決に付すべき契約、及び財産の取得に関する条例 第2条の規定により、この工事価格が予定価格でございます。5,000万以上でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容につきまして、御説明いたします。既存校舎の大規模改修といたしまして、屋内の校舎の天井、床、壁の改修。また、屋外におきましては、屋上の防水、外壁の改修を行います。また、合わせて照明設備のLED化、トイレの洋式化も行うものでございます。それから、エレベーター等の増設。そしてプールへの渡り廊下も合わせて建設するものでございます。

以上、議案第47号の工事契約の締結につきましての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(蒲池恭一君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第47号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立、多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長(蒲池恭一君) 日程第7、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長(下津隆晴君) 議長。

○議長(蒲池恭一君) 学校教育課長、下津君。

○学校教育課長(下津隆晴君) はい。議案第48号について御説明申し上げます。

議案第48号 工事請負契約について。菊水区域小学校統合事業・菊水中央小学校プール改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。平成30年7月18日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名は、菊水区域小学校統合事業・菊水中央小学校プール改築工事。

工事場所は、和水町江田地内でございます。

契約金額、1億5,066万円。税込みでございます。

契約の相手方、和水町下津原3274番地1、株式会社菊水建設 代表取締役徳永隆男でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございました。

提案理由でございますが、菊水区域小学校統合事業・菊水中央小学校プール改築工事の工事請負契約につきまして、地方自治法 第96条 第1項 第5号に、及び和水町の議決に付すべき契約、及び財産の取得に関する条例 第2条の規定により、この工事の予定価格5,000万以上の工事でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容につきまして御説明いたします。プールの新設でございます。プールはFRP製で、その規模といたしまして、大プールが長さ25メートル、幅が13メートルの6コースでございます。そして小プール。長さが10メートル、幅が5メートルを整備いたします。また、合わせまして、プールの付属等といたしまして、更衣室、トイレ、機械室などを整備いたします。

以上、議案第48号 工事請負契約の締結についての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(蒲池恭一君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立、多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長(蒲池恭一君) 日程第8、議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長(下津隆晴君) 議長。

○議長(蒲池恭一君) 学校教育課長、下津君。

○学校教育課長(下津隆晴君) はい。議案第49号について御説明いたします。

議案第49号 工事請負契約について。菊水中学校校舎大規模改修工事請負契約について、次のように請負契約を締結することとする。平成30年7月18日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名、菊水中学校校舎大規模改修工事でございます。

工事場所、和水町江田地内でございます。

契約金額、2億1,114万円、税込です。

契約の相手方、熊本県玉名市六田30番地14、株式会社山田組 代表取締役上村 司でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございました。

提案理由でございますが、菊水中学校校舎大規模改修工事の工事契約につきまして、地方自治法 第96条 第1項 第5号、及び和水町の議決に付すべき契約、及び財産の取得に関する条例 第2条の規定により、この工事の予定価格が5,000万以上の工事でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容につきましては、既存校舎の大規模改修でございます。屋内工事といたしまして、天井、床、壁の改修を行います。また、屋外におきましては屋上防水、外壁の改修を行うものでございます。そして、合わせまして照明設備のLED化。それとトイレの洋式化等を行うものでございます。

以上、議案49号 工事契約の締結につきましての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立、多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則 第75条の規定によって、お手元に配りしました閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

上着、着ましようか。終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。

平成30年 第2回 和水町議会 臨時会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れ様でした。

---

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員